

令和7(2025)年度調達等合理化計画の自己評価

1. 令和7年度調達等合理化計画における実施状況

○重点的に取り組む分野

	調達等合理化計画	評価指針	自己評価
(1)適正な調達手段の確保	<p><b>合理的な契約方式による手続の推進</b></p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を目的として、確認公募や随意契約基準要件(特命クライテリア)による契約方式を契約審査委員会による厳正な審査の上で柔軟且つ積極的に取り入れ、公平性・透明性を確保した上で合理的な方式による契約手続を推進する。</p>	<p>研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施</p>	<p>・契約審査委員会において、随意契約要件(特命クライテリア)の適用を始めとした合理的な契約方式の審査を734件実施した。そのうち、173件(全契約件数の4.5%)について、研究開発成果の創出を目的とした契約方式である特命クライテリアを適用した。</p> <p>・専門性や特殊性により、2 か年度以上一者応札が継続している競争環境が整う見込みがない契約案件については、互換性や特殊技術が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会において、競争性のある随意契約(確認公募)に移行した(17件)。</p> <p>・契約審査依頼書の要点を整理した解説資料を作成し、請求部門向けに説明会を実施した。これにより、契約手続の更なる適正化に向けた知識の共有と理解の深化を図った。</p> <p>・上記3点の取組により、合理的な契約方式を推進した。</p>
	<p><b>新たな契約手続きによる取組</b></p> <p>契約の初期段階から契約担当者が仕様や予算の検討プロセスに参画する新しい契約手続き(仕様検討・協議方式)による調達を推進し、より適正な価格で高品質な契約を行う。</p>		<p>令和7年度においては、新たな契約手続である仕様検討・協議方式による調達を3件実施した。その結果、従来の契約手続では把握が困難であった価格設定の背景を可視化できたほか、より根拠のある価格交渉が可能となるなど一定の効果が得られた。一方で相場観に対する知識不足や、コスト削減効果が限定的にとどまるといった課題が明らかになった。今後も仕様検討・協議方式の活用を促進していくとともに、運用の見直しを含めた取組を進める。</p>
	<p><b>新規参入企業を増やすための取組</b></p> <p>一者応札・応募については、新規参入を増やすための以下取組を引き続き工夫して実施する。</p> <p>(主な取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間発注計画の作成及びホームページ掲載</li> <li>・応札しなかった企業へアンケートの実施</li> <li>・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検</li> <li>・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)</li> <li>・電子契約の推進による事務負担軽減とコストカットの実施</li> <li>・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知</li> <li>・契約担当者のスキルアップ</li> <li>・物価高騰を考慮した適正な市場価格への配慮 等</li> </ul>		<p>計画に示す8つの取組を適宜実施したところであり、主な内容の詳細は以下のとおり。</p> <p>・今年度の電子契約件数は3,255件であり、契約書の取り交わしが必要な総契約件数の67%に達した。また、電子契約導入により、印紙税を4,136万円、その他郵便代や封筒代といった事務経費を195万円削減し、事務作業の省力化も図られた。</p> <p>・応札を見送った企業へのアンケートは、101件の回答が得られたものの、改善につながるような活用には至っていない。更なる質問項目の見直し等、活用できる取組に改善することとする。</p> <p>・仕様書の精度向上を目的としてAI仕様書チェックシステムを導入し、約4,500件のアクセス数があった。今後も、AI技術の進捗にあわせて最新技術を積極的に導入し、精度向上を図る。</p> <p>・令和8年1月に「JAEA調達行動ポリシー」を策定した。今後部内へ浸透させることによって、調達プロフェッショナルとして契約担当者のスキルアップを図る。</p> <p>・契約担当者のスキルアップ・意識改革を目的として、電力会社や企業を訪問し、現場見学及び意見交換会を通じて、企業の姿勢や製造現場の規模・工程、技術開発への取組などを実感的に把握させた。</p> <p>また、計画にはない取組は以下のとおり。</p> <p>・昨今の物価及び人件費の高騰に対応するため、労務費単価の改訂を実施した。また、機構から配信しているメールマガジンにより、受注企業と価格協議の場を設ける旨の周知を行ったほか、申出があった企業との価格協議に応じた。</p> <p>・応札者の拡大につなげられるよう、機構内イントラに掲載を行っている応札者実績リストに「管理区域作業」の検索項目を追加し、機能を拡充した。</p>

	<p><b>更なる契約の適正化</b></p> <p>落札率が99.5%以上の高落札率となっている案件については、競争性を確保するための工夫や新たな対応策の効果を確認・検討するために、契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。</p>		<p>・複数者が応札している契約案件のうち、落札率が高い契約案件について要因を分析した結果、入札が複数回繰り返されたことが主な要因であり、実質的な競争性は確保されていることを確認した。また、高落札案件については、契約監視委員会において、個別案件ごとの事後点検を実施した。同委員会において、更なる契約の適正化に向けた改善提案を受けたものについては、その改善に向けた対応の方向性及び具体的な対応方法を検討の上、改善を進めた。課題が残る案件もあることから、継続して改善に努めることとする。</p>
(2)合理的調達に関する取組	<p><b>環境負荷の少ない物品等の調達</b></p> <p>環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。</p> <p><b>適切な発注単位の調達</b></p> <p>一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。特に令和7年度は拠点契約の手続を本部に集約したことから、複数拠点をまとめた契約を進め、更なるスケールメリットを達成すべく検討を進める。</p>	<p>一括調達及び最適な発注単位での調達を実施</p>	<p>物品等の選定に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等品の調達に努めるなど、環境負荷の少ない物品等の調達を継続して実施した。</p> <p>・コピー用紙、ガス類、拠点・施設の電気需給契約及び機構内で幅広く使用されているソフトウェアライセンス(Adobe Acrobat等)の一括調達を継続して実施し、契約の合理化及び効率化を図った。</p> <p>・拠点集約の運用が安定してきたため、スケールメリットを活かした一括調達の検討を進めることとする。</p> <p>・自主監査の一環として実施した拠点との意見交換会において徴収した要望を踏まえ、発注権限の見直しや範囲の拡大、請求元の発注期限の緩和を実施し、時世に合致した適切な調達に寄与した。</p>
	<p><b>DX化推進</b></p> <p>契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約手続に係る電子決裁や電子決裁システムの運用を開始する。また、システム環境や動作を見直し、請求部門の利便性向上及び研究開発業務に専念できる環境づくりに寄与する。</p>	<p>DX化推進の検討結果</p>	<p>今年度は、主として契約部門向けの電子決裁システムの運用を開始し、約8,700件の契約手続を電子化したことにより、ペーパーレス化による紙書類の削減、請求から決裁までの回付時間の大幅な削減による省資源化・効率化を達成するとともに、紙代や郵便代、封筒代といった事務経費について、約500万円の削減が図られた。また、更なる利便性の向上のため、本システムと請求部門向けの電子決裁システムの連携を整備し、令和8年度からの本格運用に向けた説明会を実施した。</p> <p>・ロボティックプロセスオートメーション(RPA)を活用した予定価格自動作成システムを導入し、職員の業務効率や人為的なミス削減が図られた。</p> <p>・企業概要や競争参加資格情報等の一括抽出を目的とした「AI企業情報一括検索システム」、メーカー名や型番を基に物品の市場価格の情報収集を目的とした「AI市場価格一括調査システム」を導入し、職員の業務効率化が図られた。</p>
(3)機構契約の調達機能向上	<p><b>機構の経済活動の一元化</b></p> <p>予算規模に合った真に必要な契約の精査を行うとともに、予算・財産管理等に関する機能を契約手続に反映させることにより、契約機能の強化を図る。また、経営判断に資する情報を適切なタイミングで明瞭に提供できるよう、情報の「見える化」を行い、活用方法を意識する。</p>	<p>役割を最大限発揮する体制への見直し</p>	<p>予算執行に係る各組織とのヒアリングを通じて、コスト削減に対する意識を醸成するとともに、予算執行額を可能な限り合理化できるよう、各組織において自ら厳しく精査することを促した。</p>
	<p><b>財務・契約に係る知識啓発活動</b></p> <p>契約の品質を向上させるためには、請求部門においても財務・契約に係る知識を有することが重要である。請求部門と一体となった知識啓発活動を行うとともに、請求部門との意見交換会等で得られた要望・提案を十分に活用し、請求部門の理解を得られていない事務手続や作業について、理解の涵養に努める。その上で、当該事務の必要性及び重要性の再認識を求め、日頃の業務に対する意識付けを行う。</p>	<p>契約に係る知識の浸透</p>	<p>・令和6年度に引き続き、自主監査の一環として、拠点との意見交換会を職制別に実施した。令和6年度に聴取した要望を含めて、順次改善を図るとともに、要望への対応スケジュール及び対応方針について機構内のイントラに掲載を行った。対応完了による効果は、上記(2)合理的調達に関する取組の自己評価欄に記載のとおり。継続案件については、引き続き各要望への対応を進めて行くとともに、進捗に応じて更新を行っていく。</p>

(4) 職員等のスキルアップ	<p><b>契約部門職員の研修及び契約に係る専門性の向上</b></p> <p>契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る契約初任者研修及び契約実務者研修を実施するとともに、外部講習会や現場見学への積極的な参加を促す。参加後は、契約における注意点や重要視すべき内容、取引先との的確な交渉、契約に係るリスク管理等に関する知識を部内全体で共有し、参加者自身の知識の定着及び部全体のパフォーマンスの向上を図る。また、契約部門職員の専門性を向上させるために、職員を中長期的に配置し、適性を考慮した担当業務の割り振りを実施する。</p>	<p>契約初任者研修・契約実務者研修の実施回数及び外部講習への参加1回以上／年</p>	<p>・外部セミナーの積極的な受講を推奨し、26講座、45名が受講した。受講後は、外部セミナーでの学びを機構内の研修で還元し、参加者自身の知識の定着と部全体知識のスキルアップに努めた。</p> <p>・1人の職員が契約請求に対して契約手続から支払、会計処理まで全ての業務を一気通貫で実施するワンオペレーション方式を部内で15名が実施した。実施から得られた効果として、個々の事務処理案件に対する関係業務の連鎖を経験することで、多角的視点の醸成が図られた。また、研究協力課と相互に兼務発令をして、相互の契約を行うことにより、専門性の向上とスキルアップが図られた。</p>
	<p><b>eラーニングを用いた教育</b></p> <p>全職員を対象とした契約業務の現状と課題に関する基礎的内容のeラーニングを実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。</p>	-	<p>機構の全従業員を対象に、「契約業務の現状と課題について」「官製談合の防止について」の2コースのeラーニングを実施し、不正防止等に係る知識習得を図った。</p>
(5) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化	<p><b>課題解決意識を持った業務の実施</b></p> <p>予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する仕組みの下、個々の契約案件について問題意識の共有を図る。</p>	<p>契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、研究開発部門との意見交換の実施12回以上／年</p>	<p>・契約部門と現場が一体となって時世に沿った適切な調達を進めることを目的として新たに「JAEA調達行動ポリシー」を令和8年1月に定めた。機構全体としての調達機能向上に向け、引き続き取り組むこととする。</p> <p>・自主監査の一環として、令和7年4月から8月にかけて5つの組織(システム計算科学センター、安全・核セキュリティ統括本部、幌延深地層研究センター、大熊分析・研究センター、東濃地科学センター)との意見交換会を実施した。</p> <p>・財務契約部長と全拠点の所長との意見交換を実施した。また、契約に係る相談会を定期開催し課題の早期把握・解決、共有の取組を実施した。</p>

」

	調達等合理化計画	評価指針	自己評価
(1) 契約審査に関する内部統制の徹底	<p><b>契約審査委員会と契約審査役による事前点検</b></p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続での契約の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。</p>	<p>契約審査委員会による少額随意契約基準額超の随意契約全件の点検、契約審査役による一般競争契約の点検</p>	<p>・契約審査委員会については、上述の〇重点的に取り組む分野(1)適正な調達手段の確保の自己評価欄に記載のとおり。</p> <p>・一般競争契約の事前点検を218件実施した。</p>
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組	<p><b>不正防止の取組</b></p> <p>調達に係る不祥事発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。</li> <li>・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため、関係部署への丁寧な説明とフォローを実施し、情報共有を徹底する。</li> <li>・契約に係る適正な事務手続や関係書類の管理に着眼し、契約審査を実施する。</li> <li>・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止並びに検収不正防止の観点からeラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</li> <li>・実際に発生した不正行為の仔細を分析し、問題の本質を深く検証するとともに、再発防止活動に活用する。</li> <li>・外部機関と連携して、より専門性の高い知識を習得するとともに、発生事案の検証を実施し、全職員の意識・モラルの向上を図る。</li> <li>・関係法令・制度への理解を深めるために、人事異動時の教育徹底等、頻度を増やした効果的な取組を実施する。また、複数のシステムを用いた煩雑な手続について、1つの専用システムで一貫して処理することができるようなワークフローを構築するなどして、人為的なミス削減できるシステムの整備を進める。</li> </ul>	-	<p>計画に示す7つの取組を実施した。また、不正防止策として以下の取組に注力した。</p> <p>・公正取引委員会主催の官製談合防止に関する研修会を財務契約部内を対象に実施し、官製談合の防止、コンプライアンスの意識向上を図った。</p>

<p>(3)利害関係者等との接触に関する取組</p>	<p><b>利害関係者との接触</b></p> <p>利害関係者等と職務において接触する場合の留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページにて公表する。  非公開の業務情報の漏洩や外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立入禁止の徹底等入室管理の徹底を図る。  また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を確保するため、役職員のほか、離職役職員や外部からの報告・通報を受け付ける機構外通報窓口制度を継続する。  利益相反の疑義が生じるような事柄への感度を高く持ち、利益相反マネジメントを適切に行う。  これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているかなどについて、引き続き監視・検討する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利害関係者等と機構職員が契約手続等に関して接触した場合は、接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表した。</li> <li>・部外者受付専用ブースをエントランスに設け、部外者の執務エリアへの立入制限を継続した。</li> <li>・機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口(弁護士事務所)及び離職役職員以外からの不正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</li> </ul>
<p>2.令和7年度調達等合理化計画における自己評価  以上の各種取組については、一定の成果が認められるとともに、適切な運用が行われているものの、引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施に向けて、契約監視委員会の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。</p>			